

平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 ニ チ バ ン 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 堀田 直人 (コード番号 4218 東証第1部) 問合せ先 上席執行役員 管理本部長 髙橋 泰彦 (TEL. 03-5978-5601)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月28日開催予定の第112回定時株主総会へ下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(2014年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条(社外取締役との責任限定契約)及び第41条(社外監査役との責任限定契約)の一部をそれぞれ変更するものであります。

なお、定款第31条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(社外取締役との責任限定契約)	(<u>取締役</u> との責任限定契約)
第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定	第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定
により、 <u>社外取締役</u> との間で、同法第 423 条第 1	により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除</u>
項の損害賠償責任を限定する契約を締結すること	<u>く)</u> との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責
ができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度	任を限定する契約を締結することができる。ただ
額は、法令が定める額とする。	し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定
	める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(社外監査役との責任限定契約)

第41条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役との責任限定契約)

第41条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 法令が定める額とする。

以上